

# 美濃加茂市立東中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定  
平成26年8月29日改訂  
平成29年4月1日一部改訂  
平成30年1月一部改訂  
令和2年4月1日一部改訂  
令和3年4月1日一部改訂  
令和4年4月1日一部改訂  
令和5年4月1日一部改訂  
令和6年4月1日一部改訂

## はじめに

ここに定める「美濃加茂市立東中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### （1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが大切である。いじめられてもその事実を隠したり、教師や保護者などに相談できなかつたりする場合が多くあることを理解するとともに、いじめを受けた生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。合わせて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた生徒に自分の行為をじっくりと振り返らせ、気づかせながら、いじめた生徒の心に寄り添うことも必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### （2）基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる危険があり、人間として絶対に許されないことである。しかし、どの学校にも、どの子にも起こり得ることである。そこで、すべての生徒がいじめをすることなく、且つ他者のいじめを認識しながらそれを放置するがないように、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、生徒・教師・保護者等の認識と行動力を高めることを目指して、いじめ防止等のための対策を行う。

### (3) 学校としての構え

- ・学校教育目標「自分とみんなの幸せのために動く」を受け、「自分と仲間を思いやる心を大切にし、お互いに自己有用感をもてるよう自ら進んで考え、実践できる生徒の育成」をめざす。
- ・人間尊重の気風がみなぎる「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・生徒を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成し、生徒一人一人に自己有用感を持たせながら、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

## 2 いじめの未然防止のための取組 (自己有用感を高める取組)

### (1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに教え合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わい、確かな学力がつけられるように教科指導を充実する。（言語活動の位置付けと充実・習熟度別少人数指導の充実・国際教室指導の充実等）
- ・支持的風土に立脚し、全ての生徒が互いに大切な学級の一員であるという自己有用感を感じつつ、望ましい人間関係をつくることができるようによさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。（一人一役の計画的班活動・団結祭や合唱祭等の組織的な行事運営）
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適宜取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むように指導する。（アンケートの実施・いじめに関わる生徒集会など）
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

### (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるように自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。（2年職場体験学習・3年保育実習・地域ボランティアの参加・教育講演会等）
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・発達障害を含む、障害のある生徒、外国につながる生徒、性同一障害や性的指向・性自認に係る生徒などの生徒の特性をふまえた支援を行う。

### (3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・全教育活動を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
  - ① 学校や社会の決まりを守り、基本的生活習慣の定着を図る指導を充実する。
  - ② 一人一人に活躍の場があり、仲間から認められながら所属感・充実感・自己有用感を高め、他者との共感的な人間関係が作れる指導を充実する。
  - ③ 生命を尊重し、健康安全に気を付け、よりよい生活を築こうとする心の育成を図る。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットにつながる情報端末の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で、学級・学年懇談会や三者懇談、各種通信等を利用して共通理解を図る。また、情報端末を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等に全校集会、学年集会、学活動に位置付け指導する。

## 3 いじめの早期発見・早期対応

### (1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるように日常的な声かけ、年間3回の心と体のアンケート（記名式）、年1回のいじめアンケート（無記名）、生活記録の点検等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員と協力し、対応に当たる。（毎朝の出席状況の情報共有、毎週水曜日に行う生徒指導委員会での生徒交流等）

### (2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるように日頃から生徒に張り付き、声掛けをすることで生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするために、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

### (3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の職員研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

#### (4) 保護者との連携

- いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめた生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

#### (5) 関係機関等との連携

- いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や加茂警察、中濃子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- 暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、必要に応じて、暴力行為等防止支援員等の活用をする。
- インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

### 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任

学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、医師、民生児童委員

- 実効性を高めるための機動性ある少人数で組織する「いじめ防止対策実務部会」を設置する

校長、教頭、生徒指導主事、（当該教員（担任等）

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明</li> <li>学校だより、Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等）</li> </ul> <p>※「いじめ未然防止・対策委員会」の校内委員による会議は毎週水曜日1限を行い、他にも必要な場合は緊急招集する。</p>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（方針の確認）</li> </ul>	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のアンケート（いじめに関わる内容を含む）の実施</li> <li>全生徒に対する教育相談の実施</li> </ul>	第1回Q-Uテスト
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」</li> <li>職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取り組みの振り返り）</li> </ul>	第1回Q-Uテストの結果から要援助生徒への対策検討 第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>三者懇談による情報交換及び啓発</li> <li>職員研修会（教育相談研修会）</li> <li>校内「いじめ未然防止・対策委員会」にて1学期の取組評価</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校だよりによる取り組みの見直し等の公表</li> <li>Webページ等による取り組み経過等の報告</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のアンケート（いじめに関わる内容を含む）の実施</li> <li>全生徒に対する教育相談の実施</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケート（無記名）の実施、必要生徒への教育相談の実施</li> <li>生徒向けネットいじめ研修②</li> <li>PTA授業参観、教育講演会を機に保護者への啓発</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひびきあいの日」を踏まえた生徒集会（生徒会いじめ撲滅宣言）</li> <li>第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」</li> <li>校内「いじめ未然防止・対策委員会」にて2学期の取組評価</li> </ul>	第2回Q-Uテスト 冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のアンケート（いじめに関わる内容を含む）の実施 必要生徒への教育相談の実施</li> <li>職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> </ul>	第2回Q-Uテストの結果から要援助生徒への対策検討
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒会の取組のまとめ</li> <li>校内「いじめ未然防止・対策委員会」にて1年間の取組評価</li> <li>第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案）</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中連絡会による引継ぎ情報交流</li> <li>学校だより等による次年度の取組等の説明</li> </ul>	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

## **6 いじめ問題発生時の対応**

### **(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応**

#### **【組織対応】**

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

#### **【対応の重点】**

- ・いじめやいじめの兆候を認知したら、ただちに「いじめ防止対策実務部会」または学校いじめ対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的にかつ丁寧に事実確認・対応につなげなければならない。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

#### **【大まかな対応順序】**

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 「いじめ防止・対策委員会」の緊急招集、対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、加茂警察や中濃子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

### **(2) 「重大事態」と判断された時の対応（30日欠席）**

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法：第1号）、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法：第2号）については、以下の対応を行う。

#### **【主な対応】**

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。（いじめ未然防止対策委員会）
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに加茂警察署に通報し、適切な援助を求める。

## **7 いじめの「解消」の定義**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安として継続していること。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

### ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## **8 学校評価における留意事項**

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
  - ① いじめの早期発見の取組に関すること
  - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## **9 資料の保管**

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

# いじめ対応フロー図 ～いじめ問題発生時の組織的な対応～

美濃加茂市立東中学校

